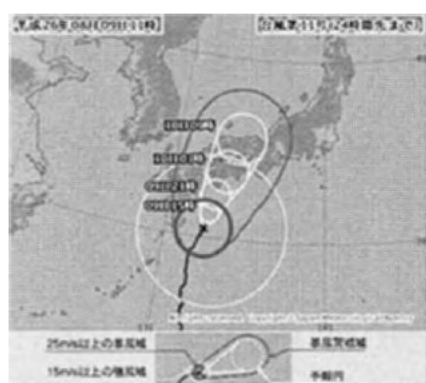


三重県新風水害対策行動計画 実績レポート

平成27年度の実績結果と
平成28年度の実績方向



平成28年6月

目 次

【災害予防・減災対策】

施策 1 県民の防災行動の促進	1
施策 2 防災人材の育成・活用	3
施策 3 防災教育の推進	4
施策 4 災害時要援護者への支援（予防対策）	6
施策 5 風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）	7
施策 6 風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）	9
施策 7 企業防災活動の促進	10
施策 8 発災に備えた直前対策の強化	12
施策 9 災害対策本部の機能強化	13

【発災前の直前対策及び発災後対策】

施策 10 災害情報の収集・伝達体制の強化	15
施策 11 孤立の解消に向けた対策の推進	16
施策 12 広域応援・受援体制の整備	17
施策 13 医療救護体制の充実	19
施策 14 市町防災力の向上に向けた支援	21
施策 15 災害時要援護者への支援（応急対策）	22
施策 16 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	24
施策 17 帰宅支援対策の強化	24
施策 18 避難生活の支援体制の充実	26

【復旧・復興対策】

施策 19 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	27
施策 20 ボランティア活動支援体制の充実	28
施策 21 被災者の生活再建支援	29

施策1 県民の防災行動の促進

※●印の行動項目は、計画第5章「重点的取組」に掲げた重点行動項目。以下、同じ。

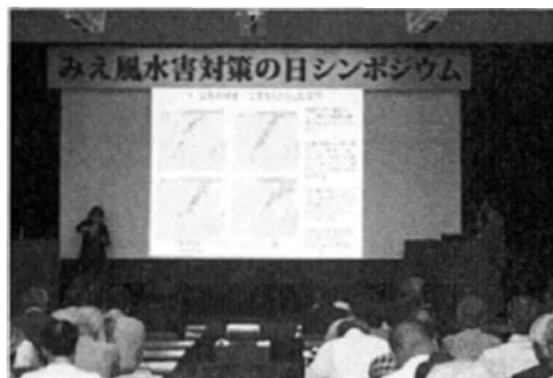
- 風水害に関する防災啓発の推進
- 停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進
- 「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進
- 市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援
- 市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援
- 市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援
- 防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進
- 出前トーク等による住民への周知啓発
- マスメディアを活用した防災啓発の実施
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進
- みえの防災大賞の実施
- 個人備蓄等災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討
- 三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施
- 「みえ防災・減災アーカイブ」の充実

(平成27年度の取組結果(成果)と今後の課題)

地域減災力強化推進補助金の洪水・土砂災害避難対策推進事業において、市町が進める洪水や土砂災害ハザードマップに対して支援しました。

自主的な防災活動を行っている団体を表彰する「みえの防災大賞」では、14団体から応募があり、大賞1団体、奨励賞5団体を選出して、事例集の作成や防災啓発番組で受賞団体の取組紹介をする等、さらなる自主防災活動の活性化につなげるための取組を行いました。

防災啓発については、マスメディアを活用した防災関連の情報発信を行うとともに、「みえ風水害対策の日シンポジウム(9月)」等、各種防災イベントの



開催や防災講座を積極的に実施し、個人備蓄の必要性等の周知を図りました。

また、みえ出前トーク等の防災講話、外国人住民を対象とした防災訓練、地震体験車による啓発、パンフレット等を活用した啓発等を各地域・企業・学校等において積極的に展開しました。

さらに新たな取組として、過去の災害記録や防災活動記録の収集等を行い、「みえ防災・減災アーカイブ」として公開を開始しました。

県民の方々の「防災意識」を高め、「防災行動」へと結びつけるこれらの取組について、引き続き、地道に粘り強く行っていく必要があります。



（平成28年度の取組方向）

洪水や土砂災害ハザードマップ作成について、地域減災力強化推進補助金の洪水・土砂災害避難対策推進事業を活用し、市町の取組を支援します。

防災啓発については、「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用することができるコンテンツの開発に取り組む等、県民の防災行動の促進へと結びつく取組を展開します。また、みえ風水害対策の日（9月26日）等に合わせ、「みえ防災・減災センター」や市町と連携し、県民の方々に防災・減災対策を身近に感じてもらうためのシンポジウムを開催します。

さらに、地域や団体等に対して平成27年度120回を超え実施している「みえ出前トーク」等による防災講話では、防災意識の向上や防災行動の促進につなげるための自主防災活動や個人備蓄の促進、地震被害想定調査の結果等について引き続き周知・啓発を行います。

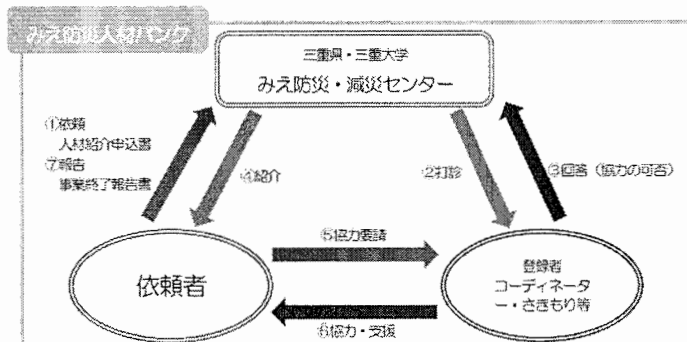
施策2 防災人材の育成・活用

- 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用
- 市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施
- 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化
 - 消防職員にかかる教育訓練の充実
 - 消防団員にかかる教育訓練の充実
- 自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成
- 実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり
- 消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進
 - 女性防災人材の育成
 - 企業防災担当者の人材育成
 - 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成
 - 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施
 - 民生委員・児童委員に対する研修の実施
 - 防災現場における男女共同参画の推進
 - みえの防災大賞の実施(再掲)
- 「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用

(平成27年度の取組結果(成果)と今後の課題)

防災人材の育成については、女性の視点での防災活動が活発となるようみえ防災コーディネーターを女性を中心に養成を行い、新たに45名(うち女性19名)を認定しました。また、「女性を中心とした専門職防災研修」を実施し、23名(うち女性21名)が修了しました。

自主防災組織リーダー研修について、地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織の充実強化を図り、地域の組織力を発揮するための人づくりの新たな仕組みづくりとして、「みえ防災・減災センター」とも連携しながら、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」の取組を実施しました。また、災害時における障がい者の障がい特性について理解を深めるため、障がい者を講師



に迎えた研修を開催しました。

さらに、育成した人材が、市町や地域の防災活動の場で活躍できるよう設けた「みえ防災人材バンク」の充実を図るため、バンク登録者の名簿を市町に提供し、91件の地域等における防災・減災活動の支援を行いました。

観光事業者及び観光関係団体の経営者や実務者を主な対象に、リーフレットを用いた意識啓発、専門家等による講演、県内の取組事例紹介、課題や解決策を検討するワークショップ等を開催し、観光客の防災対策について具体的に考え、行動を促すための人材育成を行いました。また、サミット開催時における地震・津波対策として「観光関連事業者のための災害対応力向上セミナー」等の観光関連事業者を対象とした研修を開催しました。

今後も、個々の防災人材の育成・活用に加え、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の機能強化と相互の連携を強化するための新たな仕組みにより、事業を包括的に推進していく必要があります。

（平成28年度の取組方向）

「みえ防災・減災センター」と連携した、防災人材の育成・活用について、地域防災力強化の観点から、引き続き消防団や自主防災組織を対象にした事業を行うとともに、「みえ防災人材バンク」登録者がより地域で活躍できるよう、バンク登録者のスキルアップ研修を実施する等、人材バンクの一層の充実を図ります。

地域・企業支援については、「みえ防災・減災センター」における相談窓口の充実を図るとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」とも連携し、企業防災への支援を強化します。

また、引き続き、観光分野における人材育成についても取り組んでいきます。

施策3 防災教育の推進

●防災ノート等の活用による防災教育の推進

- 学校防災リーダーを中心とした防災教育の推進
- 防災に関する学校と地域との連携の推進
- 「学校における防災の手引」の活用

●学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施

- 教職員研修の充実
- 三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施(再掲)

（平成27年度の取組結果（成果）と今後の課題）

児童生徒の発達段階に応じたより学習効果
を高められる教材となるよう、小学生（低学
年）版・小学生（高学年）版・中学生版・高
校生版の4種類の「防災ノート」を活用し、全
ての公立小中学校及び県立学校において、防災
学習が実施されました。私立学校についても、
30校で実施されました。



教職員を対象とした研修については、初任者・6年次・11年次・新任管理職
の研修に防災教育の内容を盛り込んで実
施したほか、学校防災リーダー等教職員研
修と「みえ防災・減災センター」と連携し
た体験型防災学習の実践研修を実施しま
した。今後は、学校防災リーダーと連携す
る教職員の能力向上を進め、学校における
防災教育・防災対策をより一層推進してい
く必要があります。



学校と地域が連携した防災訓練等の取組については、88.3%の公立学校で実
施されました。引き続き、学校と地域の連携を進める必要があります。

さらに、「学校における防災の手引」（平成22年3月）を改訂し、「三重県新
地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」等との整合を図る
とともに、内容の充実を行いました。

（平成28年度の取組方向）

防災ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、指導者用資料の
充実を図るとともに、「みえ防災・減災センター」等と連携して、学校防災リー
ダー等教職員を対象とした研修を実施していきます。また、市町教育委員会や
県・市町防災部局等と連携して、学校と地域が連携した防災学習や防災に関す
る訓練等の推進に取り組めます。

さらに、学校における防災教育・防災対策を推進していくため、改訂を行っ
た「学校における防災の手引」による研修等を行い、活用促進を図ります。

施策4 災害時要援護者への支援（予防対策）

- 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の整備促進
- 災害時要援護者の保護にかかる検討の実施
- 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（再掲）
- 消防職員にかかる教育訓練の充実（再掲）
- 消防職員にかかる教育訓練の充実（再掲）
- 自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成（再掲）
- 実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり（再掲）
- 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施（再掲）
- 民生委員・児童委員に対する研修の実施（再掲）
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施（再掲）
- 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進
- 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進

（平成27年度の実施結果（成果）と今後の課題）

災害時要援護者の個別支援計画については、災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿を作成したうえで、その名簿情報に基づき策定することとなったことから平成27年度時点で計画作成を完了している8市町を除く残りの市町は、同名簿の作成に取り組んでいます。今後は、引き続き、適切な支援を行い、支援計画の作成を促していく必要があります。

災害時要援護者が参画した訓練の実施については、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップ等地域の取組への支援を行ったほか、障がい者や高齢者等を含めた地域住民、自主防災組織、ボランティアが連携した避難訓練、外国人住民を対象とした避難所訓練等を実施しました。今後もより多くの市町で取組まれるよう、さまざまな機会を利用して、働きかけを行う必要があります。

（平成28年度の実施方向）

災害時要援護者個別支援計画の作成については、計画作成に必要な環境を整えるため、災害時要援護者を含めた住民の防災意識の向上を図るための研修会・講演会を開催するとともに、地域における支援ネットワークを構築するための避難支援者・関係機関・市町による支援協議会の開催等、市町の取組を支援します。

また、市町と連携しながら、災害時要援護者が参画した訓練や外国人住民を主な対象とした避難所訓練、外国人サポーター研修を実施するとともに、「津波避難に関する三重県モデル」の普及に取り組みます。

車いす利用者の迅速な避難等要援護者の避難を支援・補助するための用具についても、避難訓練での試行やシンポジウムでの展示等、さまざまな機会を捉えた普及啓発により、利用を促進します。

さらに、「みえ防災・減災センター」と連携し、災害時要援護者を講師とした講義を開催する等、要援護者に対する理解を促進するとともに、市町等からの災害時要援護者に関する相談等へのアドバイス等も行います。

施策5 風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）

- 洪水防止対策の推進（河川・ダム of 整備）
- 洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）
- 洪水防止対策の推進（河川・ダム・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検）
- 河川堤防における脆弱箇所対策等の推進
- 水門・排水機場の正常な機能確保
- 老朽化した土地改良施設の修繕・補修
- 道路冠水対策の推進
- 迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）
- 市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援（再掲）
- 市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援（再掲）
- 海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）
- 漁港施設の風水害対策の推進
- 避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保

（平成27年度 of 取組結果（成果）と今後の課題）

洪水被害の防止・軽減を図るため、河川については、平成27年度は三滝川等16河川で整備を進めるとともに、堤防の脆弱箇所183箇所 with 対策を進める計画のもと補強対策を進め、累計150箇所の対策が完了しました。

高潮・高波等の対策のため、海岸堤防等について、計1,800mの区間で整備を進める計画のもと、計425mの区間において、嵩上げ等の整備が完了しました。農地海岸及び漁港海岸については、6地区で改修を進めました。漁港施設につ

いては、保全対策工事を6漁港で着手しました。

このほか、河口部の大型水門等の補強、老朽化した排水機場等の土地改良施設26箇所の補修をおこなうとともに、アンダーパス部の道路冠水を未然に防ぐための点検及び修繕を行いました。

風水害に関する避難対策として、新たに2河川について市町の作成するハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図を作成するとともに、避難場所として活用できる都市公園2.76haを供用開始しました。

引き続き、脆弱箇所等の計画的な補強対策や必要に応じた補強・補修を行うとともに、避難時に活用するオープンスペースの確保や情報提供をしていく必要があります。



（平成28年度の取組方向）

河川について、引き続き、整備を着実に進め、緊急性の高い個所から計画的に、堤防の脆弱箇所の補強を進めるとともに、堆積土砂の撤去を行います。

高潮・高波等の対策のため、海岸堤防等について、嵩上げ等の改良を行い、防護機能の確保を図ります。漁港施設についても防護機能の保全対策を進めます。

このほか、河口部の大型水門等の補強、土地改良施設についても、必要な修繕・補修を行います。

また、避難場所として活用できる都市公園の整備を推進するとともに、ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、風水害に強いまちづくりを推進します。

施策6 風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）

- 土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進
- 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進
- 土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化
- 市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援（再掲）
- 宅地災害予防対策の促進
- 治山対策の推進
- 災害に強い森林づくりの推進
- 農業用ため池等における土砂災害対策の推進
- 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成
- 大規模土砂災害等災害リスクを都市計画基本方針へ反映
- 避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保（再掲）

（平成27年度の実施結果（成果）と今後の課題）

砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を進めた結果、平成27年度で18,284戸が保全されています。

土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査については、平成27年度までにすべての市町で基礎調査に着手し、60.3%の進捗が図れました。

市町が行う土砂災害避難対策の支援については、市町担当者への説明会を3回開催しました。また、地域減災力強化推進補助金により、市町が進める土砂災害ハザードマップ作成に対して支援しました。

引き続き、必要な基礎調査を着実にを行うとともに、砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。

山地災害危険区域について、ホームページ等で公表するとともに、平成27年度末には60箇所で行山ダムや土留工の整備等の対策を進めました。

「みえ森と緑の県民税」を活用した県事業により、45箇所で行災緩衝機能を発揮する森林づくりや治山施設等に異常堆積した土砂や流木の除去等に取り組みました。

災害緩衝機能の発揮に向けた森林の整備を進めるとともに、台風等で発生した山地災害について早期に復旧する必要があります。

老朽化が著しい農業用ため池等については、6箇所で行整備が完了するとともに、市町に対しハザードマップ作成を働きかけ、52箇所のマップが作成されました。

計画的に改修整備を進めつつ、ハザードマップの作成を促進する必要があります。

ます。

（平成28年度の取組方向）

砂防施設等の土砂災害防止施設の整備について、要配慮者利用施設及び防災上の拠点施設等のある箇所等、緊急性の高い個所を優先的に整備していきます。

土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、調査費用の縮減に努め、効率的な調査を進めます。

市町が行う土砂災害に関する避難勧告等の発令基準づくりの促進や、市町のハザードマップの作成を支援します。

山地災害危険区域については、施設整備未着箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。

「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となる恐れのある溪流沿いの樹木の伐採や搬出等を行う等、災害に強い森林づくりを進めます。

農業用ため池について、継続箇所の早期完了を目指すとともに、引き続き、26 市町にハザードマップ作成の働きかけを行い、耐震調査及びハザードマップの作成を進め、ハード対策・ソフト対策の両面から計画的な整備を進めていきます。

施策7 企業防災活動の促進

- みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上
- 企業防災担当者の人材育成(再掲)
- 事業所等における業務継続計画(BCP)策定の促進
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり
- 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成(再掲)
- 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進
- 企業向け防災対策融資制度の周知

（平成27年度の取組結果（成果）と今後の課題）

企業の防災力を高めるため、「みえ企業等防災ネットワーク」において、企業防災研修を地域別3回、全体で1回開催し、企業における防災人材の育成を行うとともに、同ネットワークにBCP普及分科会を設け、計画の策定を希望する企業に対して必要な支援を行いました。

また、企業や事業所からの要望に基づき、防災技術専門員、指導員を派遣し、

みえ出前トーク等の防災講話を実施しました。

県内観光地の防災対策の推進に向けては、鳥羽市において、帰宅困難者対策をテーマとした課題検討の場が設けられ、帰宅困難者受入の手引きの策定、市と宿泊施設との帰宅困難者受入協定の締結等の取組が進められました。

消防団協力事業所については、取組を進めた結果、205 事業所となりました。

企業における防災活動を効果的に進めていくためには、引き続き、「みえ防災・減災センター」と連携するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」の活動を通じて、企業の取組に対する支援を強化していく必要があります。また、観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、引き続き課題検討の場を設ける等支援していく必要があります。



（平成28年度の取組方向）

「みえ防災・減災センター」において、企業等を支援するために設置した相談窓口の充実を図る等、企業における防災関係の取組を支援するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携し、企業防災人材の育成、業務継続計画の策定促進、地域防災における企業の役割等についての検討等の取組を進めます。また、観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、研修会や防災講話の開催等、防災面からの人材育成を進めるとともに、地域ニーズをふまえたテーマを設定し、具体的な課題の解決に向けた市町、事業者、関係団体等との検討の場を設けます。

施策8 発災に備えた直前対策の強化

- 「三重県版タイムライン(仮称)」の策定
- 災害時要援護者の保護にかかる検討の実施(再掲)
- 学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施(再掲)
- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化
- 「三重県防災情報プラットフォーム」の構築
- 水防体制の充実・強化及び水防資材の補給
- 図上訓練の実施
- 市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進
- 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討
- 大規模移送にかかるバス事業者との連携

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

県が行うべき事前行動を時系列でまとめた「三重県版タイムライン(仮称)」の策定に向け、国や他県、県内市町等の先進事例の情報収集を行い、検討を進めました。平成29年度中の策定に向け、引き続き検討を進める必要があります。

水防活動の適正な運用を図るため、県管理の水位周知河川における避難勧告等の目安となる基準水位を見直した三重県水防計画を策定するとともに、水防倉庫に備蓄する資材の補給を行いました。

学校における児童生徒の安全を確保するための防災対策をとることができるよう、学校に対する防災気象情報の提供のあり方等、発災直前対策について、検討に着手しました。

また、災害時要援護者の安全確保に向け、「災害時における福祉支援ネットワーク協議会」において、参加団体の災害時の対応や、他県の「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」等を議論する等、検討を進めました。

引き続き、適正な水防計画の策定、「学校における防災の手引き」への発災直前対策に関する具体的な記載の検討、「社会福祉対応マニュアル(仮称)」の検討を進める必要があります。

(平成28年度の実施方向)

「三重県版タイムライン(仮称)」については、先行事例等のベンチマーキングを行い、平成29年度中の策定に向け、試行案の策定を進めます。

「学校における防災の手引き」への発災直前対策に関する具体的な記載の検討を進めるとともに、「社会福祉対応マニュアル(仮称)」について、「災害時に

おける福祉支援ネットワーク協議会」において、災害時の対応や先進県のマニュアル等情報共有を行い、素案の作成を進めます。

水防対策については、引き続き、三重県水防計画を策定するとともに、水防倉庫への適切な資材の補給を行います。

施策9 災害対策本部の機能強化

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化(再掲)
- 水防体制の充実・強化及び水防資材の補給(再掲)
- 「三重県版タイムライン(仮称)」の策定(再掲)
- 「三重県防災情報プラットフォーム」の構築(再掲)
- 三重県業務継続計画(BCP)の策定
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施(再掲)
- 図上訓練の実施(再掲)
- 防災関係機関との連携強化
- 初動警察体制の強化
- 災害警備訓練の実施
- 防災関係機関の相互連携
- 災害発生時における非常通信の確保
- 災害対策本部機能継続のライフラインや燃料の確保
- 職員の情報伝達訓練の実施
- 職員の防災研修の実施
- 非常時に備えた通信統制訓練の実施
- 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成
- 水防技術講習会を通じた災害対策用機械の操作技術の習得
- 交番・駐在所の防災機能の強化
- 災害時の出納業務の対応能力の向上

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

平成27年10月に桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町において実施した「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練」を通じて、地域住民、自主防災組織、消防団や防災関係機関等との連携強化を図りました。

図上訓練については、コンビナート防災等機能別訓練を1回（8月）、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を1回（10月）、国民保護訓練を1回（1月）、本部移行に伴う情報・対策活動機能別訓練を1回（2月）、地方災害対策部での訓練を6回実施しました。

職員防災一斉メールシステムを用いた情報伝達訓練を抜き打ちで実施し、非常時における県職員の迅速な情報伝達について検証したほか、課長級職員を対象とした防災研修を実施しました。



初動警察体制の強化を図るため、すべての警察署において非常参集訓練を実施したほか、交番や駐在所の防災機能を強化するため、避難誘導資機材等を新たに50箇所整備しました。

また、大規模災害時においても継続または早期再開する必要がある通常業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（三重県BCP）を策定しました。

災害対応力の充実・強化に向け、前回訓練の反省と過去の教訓を取り入れた訓練を継続的に実施し、検証と改善を重ねていく必要があります。特に、災害対策統括部の各部隊活動については、さまざまな段階と局面を想定した実践的な訓練の実施を通じて機能と体制を強化していくことが必要です。

（平成28年度の取組方向）

災害対策本部の機能・体制の確保・強化について、図上訓練を活用し、実践的対応能力のさらなる向上を図るとともに、総括部隊各班の活動マニュアルの検証や見直しを進めます。実動訓練においては、住民参加、関係機関等の連携強化をさらに進めるとともに、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練を実施します。また、情報伝達訓練及び課長級職員を対象とした防災研修を継続して実施します。

三重県BCPについては、業務継続体制の検証と改善を行い、計画の実効性を高めていきます。

施策 10 災害情報の収集・伝達体制の強化

●「三重県防災情報プラットフォーム」の構築(再掲)

- 災害時における映像情報を活用した情報の共有化
- ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達
- 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進
- 災害時における迅速な被災状況の把握
- 被災宅地危険度判定士の養成

●「Lアラート(公共情報コモンズ)」の円滑な運用

●「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進(再掲)

●「緊急速報メール」の市町への導入促進

- SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した情報提供のあり方検討

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

災害情報を迅速に収集・伝達するための体制を強化するため、県警ヘリコプターテレビシステムを活用した映像の収集・伝達訓練や、公共土木施設の被災状況を把握するための建設企業との連携による訓練を実施したほか、被災建築物応急危険度判定士の養成講習会の開催等の取組を進めました。

また、県、市町、消防本部等からなる防災行政無線運営協議会等による、県防災通信ネットワークの維持管理により、正常な通信機能の確保に努めました。今後も、県防災通信ネットワークの正常な通信機能を確保していくため、適切な維持管理を行っていく必要があります。

県民への情報提供については、「防災みえ.jp」メール配信サービスを紹介したチラシを販売店等に設置する等、認知度の低い若い世代にPRを行ったほか、平成27年6月からLアラート(公共情報コモンズ)への情報提供を開始しました。また、全市町において、主要なキャリアであるNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの緊急速報メールの導入が完了しました。

今後はソーシャルネットワークサービス(SNS)の活用を含めたさまざまな情報提供のあり方を検討していく必要があります。

(平成28年度の実施方向)

災害情報収集や伝達体制の整備に向けては、引き続き、県警ヘリコプターテレビシステム等の映像や画像を活用した訓練を実施するとともに、県防災通信ネットワークにおけるテレビ会議等の機能の活用を図ります。また、公共土木施設の被災状況を迅速に把握するため、建設企業、測量設計企業との緊急時に

おける協定に基づき、情報伝達体制の強化に向けた訓練を実施します。

県防災通信ネットワークについて、正常な通信機能を確保していくため、適切に維持管理を行っていきます。

県民への情報提供の充実を図るため、気象情報や災害情報等について、より迅速かつ的確に収集や共有し、わかりやすく発信することができるよう策定した基本計画に基づき、三重県防災情報プラットフォームの構築を進めます。「防災みえ.jp」のメール配信サービスについては、各種会議・イベント等の場やさまざまな媒体を活用してさらなる周知を図り、登録を促進します。さらに、緊急速報メールの市町への導入を促進するほか、三重県防災情報プラットフォームにおいて、SNSを活用した情報提供を行うシステムを構築します。

施策 11 孤立の解消に向けた対策の推進

- 停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進(再掲)
- 個人備蓄等災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討(再掲)
- 孤立化を防止するための避難所等における整備促進
- 緊急輸送道路の整備
- 雨量規制区間の代替ルートの確保
- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消
- 道路防災対策の推進
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施(再掲)
- 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保
- 道路啓開対策の推進
- 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備を進め、全14箇所が完成しました。

平成27年9月には、国、県、建設企業と連携し、情報伝達を目的とした道路啓開訓練を実施しました。

緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、平成27年度は、第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号の整備を進めた結果、改良率は94.5%となりました。

緊急輸送ヘリコプターの燃料確保については、東紀州(紀南)広域防災拠点における航空燃料備蓄貯蔵所の設計が完了しました。

地域減災力強化推進補助金の孤立化防止対策推進事業により、市町の衛星携

帯電話や防災行政無線戸別受信機等の整備に対する支援を行いました。

引き続き、緊急輸送道路の整備、道路啓開態勢の強化に取り組むほか、さらに雨量規制区間の代替ルートの確保等、新たな取組についても進めていく必要があります。

（平成28年度の取組方向）

引き続き、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢を強化するため、道路啓開訓練を実施します。

緊急輸送ヘリコプターの燃料確保については、東紀州（紀南）広域防災拠点に航空燃料備蓄貯蔵所及び航空燃料の備蓄等が必要となる資機材を整備します。



また、集落の孤立化防止については、避難所等における防災無線や電源確保等、孤立化防止対策推進事業の補助メニューにより、市町への財政支援等を行います。

施策 12 広域応援・受援体制の整備

- 災害時の支援等に関する協定の拡充
- 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討(再掲)**
- 広域防災拠点の整備・機能強化
- 防災関係機関との連携強化(再掲)
- 警察災害派遣隊の運用
- 消防における広域応援体制の充実強化
- 災害時のボランティア受入体制の整備
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化

（平成27年度の取組結果（成果）と今後の課題）

中部管区内6県警察合同による中部管区広域緊急援助隊合同訓練の三重県での開催等により、近隣府県間の応援・受援体制の構築に向けた連携強化を図るとともに、大規模災害時の応急体制の充実を図るため、自衛隊との意見交換を

実施しました。今後とも、訓練等を通じ、防災関係機関との連携を強化していく必要があります。

災害時の支援等に関する協定については、新たに、物資等の緊急輸送（１件）、民間賃貸住宅の提供（３件）、放射線被ばくの防止（１件）、廃棄物処理（１件）、バスによる輸送（１件）、避難行動要支援者支援（２件）、医療対策（８件）、応急復旧対策（１件）の計 18 件の協定を事業者団体と締結しました。今後とも、企業、事業者団体等との協定の充実を進め、災害時における広域連携・支援体制の確立を図る必要があります。

県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯における広域避難体制の検討について、県内における広域避難に関しては、平成 27 年 11 月に「桑員地区防災対策会議」を設置し、桑員地域 2 市 2 町間での広域避難のあり方について検討を行っています。平成 27 年度は、市町避難計画をもとに想定される広域避難者数を把握するとともに、避難先市町の受入施設候補を抽出し、あらかじめ避難元と避難先を定めておくための調整等を行いました。これらの取組は、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会検討会議」において、構成員間で情報共有されました。

県境を越える広域避難については、三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市からなる「東海三県一市・木曽三川下流域等における防災対策連絡会議」において、広域避難体制の構築に向けて、各県での広域避難に係る取組と整合を図りながら取り組んでおり、平成 27 年 11 月に開催した会議では、内閣府や関係市町と広域避難対策等について情報共有を図りました。

今後とも、関係市町等と連携しながら、具体的な広域避難計画の検討を進める必要があります。

（平成 28 年度の取組方向）

警察の災害対応力を高めるため、中部管区内 6 県警察合同による訓練に参加し、県警間の連携強化を通じた災害対応能力の向上を図るとともに、大規模災害時の応急体制の充実を図るため、自衛隊との意見交換を実施していきます。

災害時支援協定については、各部局と連携して、さまざまな業種の団体との協定締結に向け、取組を進めます。

県北部の海拔ゼロメートル地帯対策については、県内における広域避難に関しては、引き続き桑員 2 市 2 町と連携し、平成 27 年度に策定された関係市町の避難計画と整合を図りながら広域避難実施要領の検討を行い、広域避難の手順や広域避難者数、避難者の受入施設等具体的に検討を行います。また、県境を越える広域避難に関しては、引き続き関係県・市と情報共有を行い、各県での広域避難に係る取組と整合を図りながら検討を進めます。

施策 13 医療救護体制の充実

- 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保
- 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討
- 災害拠点病院の訓練実施・参加促進
- 災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保
- 救急告示医療機関のEMIS参加促進
- EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有
- 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備
- 地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保
- 地域における災害医療ネットワークの構築
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)
- 避難所での衛生管理体制の確保
- 遺体を取り扱う体制の整備

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

災害拠点病院等での非常用発電機能の確保については、平成26年度末時点ですべての災害拠点病院が整備済となりました。

災害時に円滑な情報共有ができるよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への救急告示医療機関の参加を促進した結果、参加率は91.8%となりました。また、災害拠点病院、二次救急医療機関が参加した訓練を実施しました。

災害拠点病院の被災時の機能補完を目的とした情報伝達訓練には、7つの災害医療支援病院が参加しました。

今後とも、さまざまな訓練等により災害時の医療提供体制を強化していく必要があります。

災害時に医療を迅速かつ円滑に提供できる体制整備については、災害医療コーディネーターとともに図上訓練、総合防災訓練に参加及び災害医療情報伝達訓練を実施するとともに、県内4地域で災害医療コーディネーター研修を実施する等、災害医療コーディネーターの災害対応力向上を図りました。今後は、実践的要素に加え、知見を醸成する内容を講座に盛り込む等、災害医療コーディネーターに対する研修等を充実していくことが必要です。



県内9地域すべてで、地域災害医療対策会議をのべ16回開催し、保健所、市町、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が、地域の災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換を行うとともに、訓練や研修の実施を通して関係機関等との連携を促進しました。

SCUの機能確保については、地震被害想定をふまえた代替候補地において、その活用方法を検討する図上訓練を年2回実施しました。今後の課題としては、連絡手段や人及び車両といった動線の棲み分けの整理が挙げられます。

避難所や救護所における医療ニーズを把握するため、10月に行われた総合防災訓練では、災害拠点病院への傷病者情報伝達・搬送訓練を実施しました。引き続き、関係機関との連携を図りながら、必要な研修や訓練等を実施していく必要があります。

（平成28年度の取組方向）

引き続き、非常用発電装置の電源確保等の整備に取り組むとともに、各種訓練を通じて、災害拠点病院と災害医療支援病院の連携体制の強化を図ります。

また、関係機関との連携を図りながら、災害医療コーディネーターや医療従事者に対する災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、総合防災訓練や図上訓練、各地域で実施予定の情報伝達訓練等への災害医療コーディネーターの参加を促進します。

各地域での災害医療体制の整備については、地域災害医療対策会議を継続して開催するとともに、保健所・市町担当課長会議や担当者会議において、各地域の取組について情報共有を行う等、必要な支援を行います。

避難所や救護所における医療体制の検討については、引き続き、地域災害医療対策会議で検討、協議を進めます。また、保健所や地域防災総合事務所・地域活性化局職員を対象とした演習形式の災害医療対応研修を実施する予定です。

施策 14 市町防災力の向上に向けた支援

- 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施
- 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用(再掲)
- 市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施(再掲)
- 市町における図上訓練の実施支援
- 市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進(再掲)
- 市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援(再掲)
- 市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援(再掲)
- 土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化(再掲)
- 市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援(再掲)
- 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成(再掲)
- 常備消防の充実強化
- 消防職員にかかる教育訓練の充実(再掲)
- 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化(再掲)
- 消防団の活動支援
- 消防団員にかかる教育訓練の充実(再掲)
- 自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成(再掲)
- 実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり(再掲)
- 消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進(再掲)
- 「みえ防災人材バンク」を活用した人材の育成・活用(再掲)

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

地域減災力強化推進補助金により、洪水や土砂災害のハザードマップの作成や、災害時要援護者避難対策事業等、市町の主体的な取組に対して支援を行いました。同補助金については、避難所における良好な生活環境の確保等の避難後を見据えた対策や、土砂災害対策、被災によって孤立した地域への支援対策を中心に、風水害対策も視野に入れた制度へと抜本的な見直しを行いました。引き続き、本補助金を活用し、市町への支援を続けていく必要があります。

市町の図上訓練、実動訓練への実施支援や職員向け研修等に、防災技術専門員、指導員を派遣し、市町の災害対応力の向上を図りました。

「みえ防災・減災センター」主催の市町防災担当職員を対象とした研修では、災害対策本部活動の初動対応の図上訓練を実施しました。

市町の消防力強化に向けては、市町・消防本部の消防設備等の充実強化や消防学校での消防職員、消防団員への教育訓練を実施しました。さらに、消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実務研修等により、地域における組織の役割分担や組織力を発揮するための新たな仕組みづくりに取り組みました。

今後とも、市町の災害対応力及び消防力強化のため、市町・消防本部向けの研修や訓練等により、支援を行っていく必要があります。

（平成28年度の取組方向）

地域減災力強化推進補助金については、避難所における良好な生活環境の確保等の避難後を見据えた対策や土砂災害対策、あるいは被災によって孤立した地域への支援対策等、風水害対策も重視した補助制度により、市町の防災・減災対策の進展を図ります。

市町の災害対応力の強化に向けては、引き続き、防災技術専門員、指導員を派遣し、市町が実施する図上訓練や実動訓練が、より実践的なものとなるよう支援を行います。また、「みえ防災・減災センター」と連携し、市町職員を対象とした実務に活用することができる知識・技能の習得を目的とした研修を実施し、人材の育成に取り組みます。

消防力の向上については、消防設備・装備等の充実とともに、消防学校と連携した消防職員、消防団員の教育訓練等の充実強化を図ります。また、引き続き、地域の中核を担う消防団と自主防災組織相互の関係づくりを促進します。

施策 15 災害時要援護者への支援（応急対策）

●三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進（再掲）

- 福祉避難所の指定等の促進
- 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援

（平成27年度の取組結果（成果）と今後の課題）

福祉避難所について、課題の把握や対応策の検討等を進めつつ、市町における指定の促進に取り組んだ結果、指定あるいは協定締結している市町は28市町となりました。引き続き福祉避難所の確保を進める必要があります。

介護保険施設の防災対策について、東紀州地域の災害時相互支援協定を参考例とし、介護保険施設相互間の入居者の避難受け入れ体制等の構築に向けた検討を働きかけた結果、いなべ市施設サービス連絡会の施設間で災害時相互支援協定が締結されました。

外国人住民への支援体制の整備については、災害時外国人サポーター研修（2回）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2回）の中で、「避難所情報伝達キット」の活用を図りました。訓練を実施した市町では、同キットが避難所へ設置される等、取組が進んでおり、普及するよう、今後も支援する必要があります。



男女共同参画の視点を持った相談対応への支援については、三重県男女共同参画センターが専門的知見を生かして「災害時における男女共同参画視点による相談対応マニュアル」を作成しました。

また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練の実施に合わせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を実施する等、より実践的な訓練に努めました。

（平成28年度の取組方向）

市町における福祉避難所の確保は徐々に進んでいますが、さらなる福祉避難所の確保に向け、必要性や災害時における財政支援措置等を会議等の場で市町に対し説明し、内閣府のガイドラインに基づき指定を促します。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設の災害時相互支援協定の締結については、東紀州以外の地域への水平展開を進めます。

災害時に男女共同参画の視点を持った相談対応が行われるよう、市町等へ「災害時における男女共同参画視点による相談対応マニュアル」の説明や周知を行います。

また、大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業を継続するほか、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行います。

施策 16 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

- 女性防災人材の育成(再掲)
- 防災現場における男女共同参画の推進(再掲)
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、三重県男女共同参画センターが専門的知見と情報収集によって蓄積したノウハウを生かし、相談対応に関するマニュアルをとりまとめました。

また、地域において、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用し、女性の視点を盛り込んだ避難所単位の避難所運営マニュアル作成の取組を支援しました。

女性消防団員については、県内で20市町、479名の団員数となり、目標を達成しました。

引き続き、女性を中心とした人材育成及び発掘に取り組み、県内に多くの女性防災人材を輩出していく必要があります。

(平成28年度の実施方向)

防災分野に女性の視点を取り入れるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、引き続き、女性防災人材の育成に取り組んでいきます。

女性消防団員については、引き続き三重県消防協会と連携し、活動の活性化に向けた取組を進めます。

施策 17 帰宅支援対策の強化

- 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進
- 災害時帰宅支援ステーションの周知
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり(再掲)
- 大規模移送にかかるバス事業者との連携(再掲)

（平成27年度の取組結果（成果）と今後の課題）

帰宅困難者対策については、平成27年度は適正管理のため、既協定締結事業者の連絡先の確認を行いました。

鳥羽市においては、11月に宿泊施設等と帰宅困難者を受け入れるためのワークショップを開催しました。

また、観光客等帰宅困難者等の大規模移送に対応するため、近畿2府8県、関西広域連合、近畿2府8県バス協会で「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結しました。

今後も、災害時帰宅支援ステーションの協定締結を推進するとともに、宿泊施設やバス事業者との連携による観光客等の帰宅困難者対策に取り組んでいくことが必要です。

（平成28年度の取組方向）

帰宅困難者対策については、災害時帰宅支援ステーションの周知等の帰宅困難者対策を引き続き継続するため、さまざまな業種へと拡大を図りながら、協定の締結を図っていきます。

観光客の帰宅支援のため、観光事業者、観光関係団体、市町等が主体的に防災対策に取り組めるよう、ワークショップ等課題検討の場づくりを進めます。

また、避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との連携体制を構築します。

施策 18 避難生活の支援体制の充実

●三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)

- 福祉避難所の指定等の促進(再掲)
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進
- 給食施設災害時体制づくりの推進
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進(再掲)
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)(再掲)
- 避難所での衛生管理体制の確保(再掲)
- 応急的な住宅の確保(応急仮設住宅)
- 応急的な住宅の確保(一時提供住宅)
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援
- 「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

「避難所運営マニュアル策定指針」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップ等地域の取組への実地支援を行った結果、新たに熊野市の1地区や紀宝町で実施される等、合わせて7市町20地区で取組が行われました。今後はより一層、県内各地域への水平展開を図り、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送れる体制を整備する必要があります。



避難生活を支援する体制の整備に向けては、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」について、市町栄養士に対する研修(28市町が参加)等を通じて活用の促進を図ったほか、災害時の給食マニュアル策定について、給食施設関係者に対する働きかけを行い、マニュアルを策定した施設の割合は80.8%となりました。避難所における歯科医療救護に対応するため、歯科医師会とともに、災害時の対応や体制を確認し、訓練、研修等を行いました。現在、10市町が地区歯科医師会と災害協定を締結しています。

また、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、平成27

年6月に県・市町担当者会議を開催する等、応急仮設住宅建設候補地を地震被害想定調査の結果に基づき見直しました。引き続き、候補地を調査し、新たな候補地を確保していく必要があります。

県職員住宅等、一時提供が想定される住宅については、円滑に供給が行えるよう手順を整理したマニュアルを策定しました。

（平成28年度の実施方針）

避難所単位の避難所運営マニュアル作成の実施については、「みえ防災人材バンク」を活用することで、市町及び地域において広く展開していきます。

避難所等における栄養や食生活への支援、衛生管理体制の確保については、引き続き、市町や関係団体等と連携して、継続した取組ができる体制の確立や、地域の状況に応じた対応ができる体制の整備に向けた取組を進めます。

応急的な住宅の仮設住宅の確保に向けては、市町における建設候補地の選定や台帳整備等を進めます。一時供給住宅については、円滑に支援できるようさらにマニュアルを充実させていきます。

施策 19 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

- 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有
- 水道における危機管理体制の強化
- ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有
- 災害廃棄物処理計画の策定

（平成27年度の実施結果（成果）と今後の課題）

災害廃棄物処理対策については、各市町に処理計画策定に向けた支援を行った結果、10市町が策定や見直しを行いました。また、三重県災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、対応マニュアルや一般廃棄物焼却施設のBCP（業務継続計画）等を整備しました。

三重県水道災害広域応援協定に基づく災害時の水道対策について、各市町の最新の資機材保有状況や、浄水場、配水池等給水拠点の基本情報を整理した「災害時における確保水量集計」を更新し、情報共有を行うとともに、給水タンクを使用した給水訓練や情報伝達訓練を実施しました。

今後も、関係市町と情報共有を行うとともに、給水訓練等を実施し、応援体制の充実を図る必要があります。

（平成28年度の取組方向）

災害廃棄物処理体制の強化に向け、県・市町等を対象に災害廃棄物処理に精通した人材を育成するための講座やセミナー、図上演習等を開催するほか、市町災害廃棄物処理計画の作成支援を行う等県・市町等の災害対応力を高めます。また、民間団体や県・市町による災害時の廃棄物処理が円滑に進められるよう、災害廃棄物処理に関する連絡会を開催し、相互協力体制の維持・強化を図ります。

三重県水道災害広域応援協定に基づく災害時の水道対策について、資機材保有状況や「災害時における確保水量集計」を最新のものに更新し、各市町と情報共有を行うとともに、災害時における迅速な応援体制の充実のため、市町と連携した訓練を実施します。

施策20 ボランティア活動支援体制の充実

- 災害時のボランティア受入体制の整備(再掲)
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援(再掲)

（平成27年度の取組結果（成果）と今後の課題）

現地災害ボランティアセンターのマニュアルが整備されていない8市町を訪問し、ヒアリング等を行った結果、3市町において取組を促すことができました。

災害時支援活動団体については、平成27年度に新たに10団体の登録がありました。また、災害時における被災者支援の研修・訓練を伊勢市及び津市で開催したところ、市町、市町社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア関係者64名の参加がありました。

災害時の支援活動にかかる協定については、2団体から応募がありましたが、いずれの団体も締結に必要な基準点を超えなかったため、協定締結には至りませんでした。

引き続き、平常時から市町、市町社会福祉協議会、NPO等、災害ボランティア関係機関の「顔の見える関係づくり」を促し、体制の強化を図る必要があります。

（平成28年度の取組方向）

現地災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの整備に取り組む市

町等に対して講師を派遣する等、整備に向けた取組を促します。

また、大規模災害時において県内外の災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制のあり方について、引き続き検討します。

災害時に備えて、平常時から市町、市町社会福祉協議会、NPO等の顔の見える関係づくりを促すとともに、引き続き、専門性やノウハウを有したNPO等の発掘に努めます。

加えて、災害救援以外の分野で活動するNPO等に対しても、専門性やノウハウを高め、災害支援活動に参画する意識の醸成を図るため、災害時におけるNPOの役割について考える機会を提供します。

施策21 被災者の生活再建支援

- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進(再掲)
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 企業向け防災対策融資制度の周知(再掲)
- 農業版BCPの策定
- 農林水産業者への共済制度等の周知
- 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

(平成27年度の実施結果(成果)と今後の課題)

被災者からの健康支援等の相談に対応する体制を確保するため、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を地域で開催した研修会や訓練等において共有するとともに、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、「災害時こころのケア担当者会議」等を通じて周知しました。今後とも、健康支援にかかるマニュアルを活用した研修会や訓練等を実施していく必要があります。

また、被災農地や農業用施設の速やかな復旧とともに、地域の円滑な営農再開につながる体制整備や対策の構築に向けた考え方を示す指針として、市町、農業関係団体等と連携し、「三重県農業版BCP」を策定しました。

事業者向けの融資制度等の周知について、企業向け防災対策融資制度や農林漁業セーフティネット資金等の融資制度、農林水産事業者の共済制度等をテーマとした説明会を関係者に対して実施しました。引き続き、融資制度等の周知を図っていくことが必要です。

（平成28年度の取組方向）

被災者の健康等の相談体制の構築に向け、引き続き、健康支援にかかるマニュアルを活用した研修会や訓練等を実施します。

企業向け防災対策融資制度や共済制度について、説明会を継続して開催します。

「三重県農業版BCP」については、県内各地区における説明会等を開催し、県内農業関係者の防災意識の向上を図ります。

また、各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等におけるBCPの作成を支援し、その上で、県内2箇所において演習型図上訓練を実施します。